

### 第3回 羽島市旧庁舎あり方検討委員会 会議要旨

日 時	令和3年12月1日（水） 午後1時30分～午後2時45分
場 所	羽島市役所 新庁舎3階 301・302 会議室
出席者	<p>&lt;委 員&gt;          内田委員長、野々村副委員長、富田委員、大野委員、高木委員、          味岡委員、坂田委員、北出委員、大塚委員</p> <p>&lt;事務局&gt;          橋本総務部長、田中総合政策課長、浅井管財課長          教育委員会生涯学習課今井田課長、野田同課主査          入山管財課庁舎移転管理室長、則武同室主任、成原政策参事          [傍 聴]          傍聴者：20名（報道機関含）</p>
内 容	<p><u>1 開会・あいさつ</u>          委員9名のうち、全員が出席。          事務局より開会の挨拶          議事進行を内田委員長に依頼</p> <p><u>2 議題 (1) 前回の検討委員会における委員の意見について</u>          前回（第2回）の委員会においての会議要旨（案）を作成し、各委員への事前配布により、会議内容及び発言内容の確認を依頼した。期日までに委員からの意見・修正依頼はなかった。改めて、前回会議要旨（案）の最終的な確認をし、各委員の了承を得た。</p> <p><u>2 議題 (2) 利用目的による検討について</u>          ① 耐震性からの検証          令和3年11月1日の新庁舎開庁に伴い、旧庁舎については財産区分の変更及び用途廃止による普通財産への切替えを行ったことを説明した。          用途変更対象施設（中庁舎・北庁舎）、用途廃止対象施設（旧本庁舎、教育センター）の財産区分毎に、利用形態について説明した。          現在の市の公共施設の取扱方針については、本委員会と並行して審議している別組織である「公共施設等検討委員会」の協議内容とも整合させる必要があることを説明した。特に、中庁舎及び北庁舎については、行政としてニーズが発生すれば弾力的に利用する旨を説明した。          倒壊、崩壊の危険性が高い、旧本庁舎の望楼については、30年以上前から使用を禁止しており、市民の安全性を確保する上で大きな問題があることについて資料1を用いて説明した。</p>

委員：

旧本庁舎と同年に建った北庁舎との IS 値に大きな隔たりがあるが、何か特別な理由があるのか。

事務局：

旧郵便局であった北庁舎の構造は、旧本庁舎と同じく鉄筋コンクリート造である。ただし、北庁舎は2階建であり、耐震補強等は施していないが、耐震基準値を満たしている。特別な措置は行ってはいない。

委員：

旧本庁舎の IS 値が、余りにも低いことから、同年に建設された北庁舎と比較し違和感を持った。階数の相違が IS 値が異なる理由であるという理解でよろしいか。

委員長：

当時の設計と現在の設計は、異なる。昭和 34 年当時には、IS 値という考え方はなかった。建物が高くなるほど耐震性能は不利な条件になる。現在は、IS 値という指標を用いて分かり易く示している。

委員：

階数の違いだけか。

委員長：

階数の違いと構造の違いによるものであり、壁がどのように入っているかで、違いが出てくるものである。

委員長：

北庁舎の利用形態として、目的外使用とは何を指すのか。

事務局：

行政財産は本来、行政目的のために使用するものであるが、行政の執行を妨げない程度において、目的外使用ができると判断した場合には、目的外使用許可という行政処分を行うことで、利用が可能となる。

委員：

新庁舎の IS 値は、いくつか。

事務局：

新庁舎に関しては、新耐震基準に基づく設計において、免震装置を含めた建設をしており、IS 値で示されるものではない。従来の IS 値では、市役所などの拠点施設は、IS 値 0.9 以上としているので、新庁舎は、そ

の基準を確実に満たす建物であるということをご理解いただきたい。

## 2 議題 (2) 利用目的による検討について

### ② 新たな有効利用の検討（行政機能保持、維持継続・保存すべき利用を含む）

資料2に基づき、現状の市所有施設を施設類型区分により例示し、本市の行政規模において市民生活及びまちづくりに必要な公共施設は、充足している旨を説明した。

中庁舎及び北庁舎に関しては、本年11月1日以降、行政財産（新庁舎を補完する附属施設）として位置付けていることから、何らかの機能の受け皿として活用していく用意がある旨を説明した。

さらに、旧本庁舎及び教育センターについては、あえて、耐震性を図った上で、何らかの利用に供する必要があるかどうか、各委員に自由意見を求めた。

委員：

資料2にある市所有施設について、耐震工事が未実施の施設及び移転すべきと提案されている施設があるのか。

事務局：

資料2に例示している施設については、現時点において、すべて耐震工事を実施済み又は新耐震基準を満たしている建物である。

委員長：

耐震基準を満たしていても、機能的側面において劣化が著しく、手立てを講じる必要がある場合もある。このような問題を、別組織の委員会において検討している。

事務局：

市の公共施設全般に関して、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設のあり方について検討を行っている。その中で、老朽化等によりそのあり方について、現在、検討に着手している施設がある。資料2のうち、今年度検討を行っているのは、福祉施設の「老人福祉センター」及び「いきいき元気館」の2施設である。当該施設の有している各機能について、継続させる必要があるかどうかを検討している。機能やサービスを継続させる必要があると判断した場合には、現施設の改修又は移転、複合化など、その方向性について議論を進めていく。

委員：

公共施設については充足していると事務局から説明を受けたが、個人的な思いとして、少し意見を申し上げたい。市には美術館や体育館など

が備わっていない状況で充足しているとは言い難いが、中庁舎及び北庁舎を有効利活用していくという観点について、異論はない。計画的な財政運営を行う中で、美術館や体育館などの整備を行っていければ、なお良いと思う。

委員：

公共施設の耐震基準である IS 値 0.6 を満たしている建物であれば、人が安全に出入りできるという認識で良いことになるが、その視点においても旧本庁舎の IS 値 0.245 は、極めて危険な数値であり、教育センターと合わせて危険性が高い建物ということは、容易に認識できる。今、市民から旧庁舎に関する利用計画や利用意向などの提案を受けているか。

事務局：

旧庁舎のあり方及び新庁舎建設の検討を開始した平成 28 年から今日に至るまで、事業の進捗に合わせ、市民の方々に説明する機会等が多かったが、市民の方々から、具体的な計画や利用目的についてのお話をいただいたことはない。

事務局：

ただし、今年度に入り要望書が 2 件提出された。一つは、8 月 23 日付けで提出された「一般社団法人ドコモモジャパン」からの羽島市旧庁舎の活用に向けた検討期間の延長に関する要望書である。もう一つは、10 月 4 日に「あすなる会」から羽島市の旧庁舎の取り扱いに関する要望書という形で提出されたが、これも同様の趣旨内容であった。いずれの要望書においても、明確な利用目的の提案はなかった。

委員：

具体的な計画等の提示がないような内容では、要望とは言い難い。

事務局：

地元出身の著名な建築家である方が、設計された庁舎であり、それ故、貴重なものであることを主張されている。活用の検討について短期間で結論を出すのではなく、時間をかけるべきという要望である。

委員：

何を検討すべきなのかと言う、具体的な提案は示されていないのか。

事務局：

貴重で重要な建築物であることを理由に、現物保存を要望されている。また、コンクリート強度の考え方について、最近の考え方に変化がある

ことを理由に旧本庁舎の存続を要望している。旧本庁舎を利用することについての具体的な提案はない。

委員：

本件のような要望は、当委員会で検討する趣旨が明瞭でなくなってしまう内容になる。

委員：

以前、新聞に旧本庁舎の記事が掲載された。記事の内容は、別の自治体で坂倉氏の設計した庁舎を活用している例があるということ、また、羽島市の今後の動向を注視していることが載っていた。新聞記事を読まれた市民の方々は、どのように感じたのだろうか。私は、いくつかの意見が寄せられているのではないかと思っていたが、事務局からは無かったとの説明があった。仮に意見が無かったとしても、旧本庁舎のあり方について羽島市民に関心が無い訳ではないと思っている。

## 2 議題 (2) 利用目的による検討について

### ③ 文化財に関する概要

教育委員会生涯学習課長から文化財に関する概要を説明した。文化財の体系、国重要文化財及び国登録有形文化財の比較、文化財指定までの流れ、国庫補助事業（事業別）の種類、補助金を得るために必要とされる保存活用計画、文化財保存活用地域計画について説明した。

委員：

国の文化財指定が取れたと仮定した場合に、維持管理費等の費用はいくら掛かるか。

事務局：

利用目的が定まっていない状況で、維持管理費の概算を説明することは難しい。仮に旧本庁舎を文化財として申請し、維持管理していく場合には、当然のことながら、約 17 億円以上の耐震補強工事費用のみならず、維持管理費及び文化財指定に伴う関係諸費も必要になるものと考えられる。

事務局：

国の文化財指定の一例を紹介する。今年度、国の文化財審議会の答申を得たものとして、「香川県庁東館」がある。こちらは、庁舎建築としては戦後の建築物として初めて指定される見込みである。庁舎としての耐震性能が基準値を満たしていなかったため、庁舎利用を前提とした外観等の意匠に配慮した免震の工法を採用し、約 42 億円の費用が発生している。

委員：

坂倉氏が手掛けられた、他の建築物について、どのような状況か

事務局：

現存する建物としては、旧神奈川県立近代美術館があり、国の重要文化財に指定されている。また、三重県伊賀市にある旧上野市庁舎は、市の指定文化財に指定されているが、耐震補強未実施のため、国の文化財指定を目指すには、相応の費用と期間を要することになると思料される。その他については、大阪府の東大阪市（旧枚岡市）の庁舎や広島県呉市の庁舎は、解体されている。

委員長：

最初に行われた庁舎検討委員会では、旧本庁舎に費用を投じて利用するか、新庁舎を建設するかの議論だった。旧本庁舎には、かなりの費用を費やさないと維持、利用できず、さらに機能の充実を図ることも容易ではないことから、旧本庁舎に費用をかけず、新庁舎建設が最良であるとの判断をした。

そのため、今回改めて旧本庁舎に費用を投じて利用することについては、際限なく財源があれば可能であるが、財源の確保が明確でない場合について実効性はないと思われる。

委員：

文化財指定の説明は、利活用できるための耐震補強工事の実施を前提としており、要望書を提出した団体からは、耐震補強工事費や以後の維持管理に関する費用額について、具体的な提案も無かったことが確認できた。

委員：

事業経営者の観点から申し上げると、費用対効果の考え方を取り入れる。古いものを大切に扱うことも重要であるが、その内容が、市民の負担になっては、意味がない。旧本庁舎の耐震補強工事に、十数億円を必要とするならば、別の使い道のほうが有益であると思われる。歴史的価値を強調するのであれば、もっと古い史跡のことに費やすべきではないか。その方が、観光の次元からしても連携が取れて、投資の効果が得られるものとする。利用価値の難しい建物に対して費用を捻出することに違和感がある。旧本庁舎の利活用を求める方自らが、利活用の方法及び財源の確保について市に対して提言すべきであるとする。人口規模の減少が予測される中で、負担とならないように、将来の羽島市のことを考えて対応すべきであるとする。

2 議題 (3) 次回の予定について

事務局から次回の開催予定について、各委員のスケジュールを調整した上で、令和4年1月中旬頃に開催したい旨説明を行う。

<質疑応答> なし

3 閉会